



市県民税の課税・非課税の基準はどうなっていますか？

市県民税はいくらから課税になるのでしょうか？
私が障害者、未成年者、ひとり親の場合、影響があるのでしょうか？



課税の基準は所得に応じた次のとおりとなります。

障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者の場合、課税の基準が異なります。

1 均等割が課税されないかた（非課税）

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けているかた
(2) 障害者、未成年者、ひとり親控除または寡婦控除の対象者で前年の合計所得金額が135万円以下のかた

＊ 給与収入のみのかた 収入 204万4千円未満
＊ 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入 245万円以下

- (3) 前年の合計所得金額が、次の額のかた

ア 扶養親族がないかた 41万5千円以下
＊ 給与収入のみのかた 収入 96万5千円以下
＊ 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入 151万5千円以下

イ 扶養親族がいるかた

31万5千円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+28万9千円以下

※ 課税・非課税の基準額はお住まいの市区町村によって異なります。

2 所得割が課税されないかた

- (1) 前年の総所得金額等が、次の額のかた

ア 扶養親族がないかた 45万円以下
＊ 給与収入のみのかた 収入 100万円以下
＊ 65歳以上の公的年金収入のみのかた 収入 155万円以下

イ 扶養親族がいるかた 35万円×(1+同一生計配偶者+扶養親族数)+42万円以下

- (2) 市県民税の合計所得と所得控除合計を比較して、所得控除合計の方が大きいのかた

※ 同一生計配偶者には、配偶者特別控除（P 10 参照）対象の配偶者は含まれません。



市外に引っ越します。市県民税はどうなりますか？

令和7年9月に秋田市からA市に引っ越します。残りの市県民税はどうなるのでしょうか。また、手続きは何か必要ですか？



令和7年度分は秋田市に納付いただきます。

令和7年度の市県民税は、令和7年1月1日現在実際に住んでいた市区町村で課税されます。1月2日以降に秋田市外に転出した場合も、令和7年度分の市県民税は1月1日現在住んでいた市区町村に一年分納めていただくため、秋田市への納付となります。

海外に出国されるかたで、出国後も納める税金が残っているかたは、出国前に納税管理人の指定が必要となりますので、市民税課までご連絡ください。